

平成30年第 I 回 短答式試験

解答解説・企業法

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
3	1	6	2	5	3	2	1	2	6
問題 11	問題 12	問題 13	問題 14	問題 15	問題 16	問題 17	問題 18	問題 19	問題 20
4	3	4	6	2	5	6	1	3	4

必ず得点したい問題  (解説では問題番号に *** を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題  (解説では問題番号に ** を付しています。)

得点できなくてもよい問題  (解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン：70点/100点

本試験、お疲れ様でした。

今回は、前年度に比べてやや難しくなった印象です。判例や細かな内容も多目でした。

今回難易度の高かった、株式や会社の計算について得意としている方は高得点が狙えたかもしれません。

問題 1 重要性**

会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 最高裁判所の判例によれば、会社の行為は商行為と推定される。

○

会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。(5)
商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。(商503Ⅱ)

イ 会社の代理商は、当該会社の許可を受けずに、自己又は第三者のために当該会社の事業の部類に属する取引をすることができる。

×

代理商は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。(商28Ⅰ)
一 自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。

ウ 事業を譲渡した会社が同一の事業を行わない旨の特約をした場合には、当該特約は、当該事業を譲渡した日から50年の期間内に限り、その効力を有する。

×

譲渡会社が同一の事業を行わない旨の特約をした場合には、その特約は、その事業を譲渡した日から三十年の期間内に限り、その効力を有する(21Ⅱ)。

エ 株式会社の代表取締役が退任した場合において、その退任の登記の後でなければ、当該株式会社は、当該代表取締役の退任を善意の第三者に対抗することができない。

○

この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。(908Ⅰ)

第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。(911Ⅲ)

十四 代表取締役の氏名及び住所

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 2 重要性**

商行為に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、商法の規定を変更し、又は排除する特約はないものとする。(5点)

- ア 最高裁判所の判例によれば、商行為の代理人が本人のためにすることを示さないで代理行為をした場合において、相手方が、代理人が本人のためにすることを過失なく知らなかったときは、相手方は本人との法律関係を主張するか、代理人との法律関係を主張するかを選択することができる。

○ は、本人に対してその効力を生ずる。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人に対して履行の請求をすることを妨げない。(商法504)

- イ 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、当該営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。

○ 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。(商535)

- ウ 問屋が委託者の指定した金額より高値で物品を買い入れた場合には、自らその差額を負担するときも、その買入れは委託者に対して効力を生じない。

× 問屋カ委託者ノ指定シタル金額ヨリ廉価ニテ販売ヲ為シ又ハ高価ニテ買入ヲ為シタル場合ニ於テ自ラ其差額ヲ負担スルトキハ其販売又ハ買入ハ委託者ニ対シテ其効力ヲ生ス(商554)

- エ 屋営業者は、客から寄託を受けた物品の保管に関して注意を怠らなかつたことを証明した場合には、当該物品の滅失又は毀損につき、債務不履行に基づく損害賠償責任を免れる。

× 旅店、飲食店、浴場其他客ノ来集ヲ目的トスル場屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受ケタル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタルコトヲ証明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス(商法594 I)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 3 重要性***

設立時取締役に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 設立時取締役は、発起人の中から選任しなければならない。

×

設立時取締役を発起人に限る規定無し。

イ 設立時取締役は、発起人が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合には、会社法に基づき、当該発起人に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

×

設立時取締役は、前項の規定による調査により、同項各号に掲げる事項について法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、発起人にその旨を通知しなければならない。(46Ⅱ)

ウ 設立時取締役は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

○

発起人、設立時取締役又は設立時監査役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。(53Ⅱ)

エ 設立時取締役の任務懈怠に基づく会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意がなければ免除することができない。

○

第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項の規定により発起人、設立時取締役又は設立時監査役の負う責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない。(55)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. **ウエ**

問題 4 重要性***

株式会社の設立（会社法第五編「組織変更，合併，会社分割，株式交換及び株式移転」によるものを除く。）時における定款の作成に関する次の記述のうち，正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額は，定款に記載し，又は記録しなければならない。

○

株式会社の定款には，次に掲げる事項を記載し，又は記録しなければならない。（27）

四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額

イ 設立時取締役の氏名は，定款に記載し，又は記録しなければならない。

× 株式会社の定款には，次に掲げる事項を記載し，又は記録しなければならない。（27）

一 目的

二 商号

三 本店の所在地

四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額

五 発起人の氏名又は名称及び住所

※ 設立時取締役の指名は定款の絶対的記載事項ではない。

ウ 株式会社の商号は，定款に記載し，又は記録しなければならない。

○

株式会社の定款には，次に掲げる事項を記載し，又は記録しなければならない。（27）

二 商号

エ 会社が当該会社の設立登記の登録免許税を負担するためには，定款に当該事項についての記載又は記録がなければならない。

×

株式会社を設立する場合には，次に掲げる事項は，第二十六条第一項の定款に記載し，又は記録しなければ，その効力を生じない。（28）

四 株式会社の負担する設立に関する費用（定款の認証の手数料その他株式会社に損害を与えるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。）

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 5 重要性*

株主の権利又は株式の内容に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 公開会社でない株式会社は、定款の定めをもって、株主に剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を与えないものとするができる。

×

株主に前項第一号(剰余金の配当を受ける権利)及び第二号(残余財産の分配を受ける権利)に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない。(105Ⅱ)

イ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、株式の共有者間において、当該株式についての権利を行使する者を定めるに当たっては、各共有者の持分の価格に従い、その過半数をもってこれを決することができる。

○

株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。(106)

共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。(民252)

ウ 株式会社が、定款の変更により、その発行する全部の株式の内容として、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができることを定める場合において、当該定款の変更を反対する株主は、株式買取請求権を行使することができる。

×

定款を変更してその発行する全部の株式の内容として第七条第一項第三号(当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。)に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更をしようとする場合には、株主全員の同意を得なければならない。(110)

※ 株主全員の同意を必要とするため、反対株主はあり得ない。

エ 株式会社が株主の権利の行使に関し、その子会社の計算において財産上の利益を供与した場合において、当該利益の供与を受けた者は、これを当該子会社に返還しなければならない。

○

株式会社は、何人に対しても、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない。(120Ⅰ)

株式会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該株式会社又はその子会社に返還しなければならない。(120Ⅲ)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 6 重要性**

株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 株式会社による全部取得条項付種類株式の全部の取得が法令又は定款に違反する場合において、これにより不利益を受けるおそれがある株主は、会社法に基づき、当該株式会社に対し、
○ 当該取得をやめることを請求することができる。

(171の3)

- イ 取締役会設置会社が自己株式を消却するときは、株主総会の決議によらなければならない。

- × 株式会社は、自己株式を消却することができる。この場合においては、消却する自己株式の数を定めなければならない。(178Ⅰ)

取締役会設置会社においては、前項後段の規定による決定は、取締役会の決議によらなければならない。(178Ⅱ)

- ウ 取締役会設置会社の特別支配株主が株式等売渡請求をしようとするときは、株主総会の決議による承認を受けなければならない。

×

特別支配株主は、株式売渡請求をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び前条第一項各号に掲げる事項を通知し、その承認を受けなければならない。(179の3Ⅰ)

取締役会設置会社が第一項の承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。(179の3Ⅲ)

- エ 公開会社が株式の併合をしようとするときは、効力発生日における発行可能株式総数として、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超える数を定めることができない。

○

前項第四号の発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。(180Ⅲ)

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 7 重要性**

募集株式の発行に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利の譲渡は、株式会社に対抗することができない。

○

(208Ⅳ)

イ 取締役と通じて著しく不公正な払込金額で募集株式の発行を受けた者は、当該払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額に相当する金額を支払った後でなければ、当該募集株式について株主の権利を行使することができない。

×

募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。(212Ⅰ)

一 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）と通じて著しく不公正な払込金額で募集株式を引き受けた場合 当該払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額に相当する金額

募集株式の引受人は、第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合には、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二百十三条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができない。(209Ⅱ)

※ 取締役と通じて著しく不公正な払込金額で募集株式の発行を受けた者の権利行使について、仮装払込みをした引受人のような規制はない。

ウ 募集株式の引受人が払込金額の払込みを仮装したことによって株式会社に対して払込みを仮装した払込金額の支払義務を負う場合、当該支払義務は総株主の同意がなければ免除することができない。

○

前項の規定により募集株式の引受人の負う義務(払込みを仮装した払込金額の全額の支払・給付を仮装した現物出資財産の給付)は、総株主の同意がなければ、免除することができない。(213の2Ⅱ)

エ 募集株式の払込金額の払込みを仮装した引受人から当該募集株式を譲り受けた者は、悪意又は重大な過失があるときは、当該引受人と連帯して、株式会社に対し払込みを仮装した払込金額を支払う義務を負う。

×

※ 上記の規定なし

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 8 重要性***

株式会社の機関に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 指名委員会等設置会社は、定款の定めによっても、監査役を置くことができない。

○

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない。(327Ⅳ)

イ 監査等委員会設置会社は、定款の定めによって、会計参与を置くことができる。

○

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる。(326Ⅱ)

ウ 監査役会設置会社は、常勤の監査役を選定する旨を、定款によって定めなければならない。

×

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。(390Ⅲ)

エ 公開会社でない監査役設置会社は、定款の定めによっても、会計参与を置くことができない。

×

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる。(326Ⅱ)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 9 重要性***

株主総会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、株主総会の決議要件について定款の定めはないものとする。(5点)

ア 公開会社は、株主総会の招集通知を口頭によって行うことができない。

○ 次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければならない。(327 I)

一 公開会社

次に掲げる場合には、前項(株主総会の招集)の通知は、書面でしなければならない。(299 II)

二 株式会社が取締役会設置会社である場合

イ 最高裁判所の判例によれば、招集権者による招集の手続を欠く場合で、株主全員が出席して決議をしたときは、株主の一部がその開催に同意していない場合であっても、当該決議は有効に成立する。

株主全員がその開催に同意して出席した株主総会においては、決議は有効に成立するとされる。

ウ 株主は、株主総会において、当該株主総会の目的である事項について自らが議決権を行使することができない場合には、当該事項について議案を提出することができない。

○

株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次条第一項において同じ。)につき議案を提出することができる。(304 I)

エ 株式会社が、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けるとし、当該定款の変更は株主総会の特別決議によって行う。

前二項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。(309 III)

一 その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会

※ 株主総会の特殊決議が必要となる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題10 重要性***

株主総会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、全ての株主が株主総会の決議事項の全部につき議決権を行使することができるものとする。(5点)

ア 取締役が電磁的方法によって株主総会の招集通知を発することについて承諾した株主のみが、電磁的方法による議決権の行使をすることができる。

×

電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、法務省令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該株式会社に提供して行う。(312 I)

株主が第二百九十九条第三項(電子的方法による招集通知)の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。(312 II)

※ 電子的方法による招集通知を承諾した株主に限らず、電子的方法による議決権行使が可能である。

イ 取締役は、株主総会において株主から特定の事項について説明を求められた場合に、その事項が株主総会の目的である事項に関しないものであることを理由として、説明を拒否することはできない。

×

取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

ウ 株主総会の議長は、その命令に従わない者その他当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

○

(315 II)

エ 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされる。

○

(319 I)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題11 重要性***

監査等委員会設置会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査等委員会は、常勤の監査等委員を選定しなければならない。

×

監査等委員会設置会社において、常勤監査委員の設置は規定されない。

イ 監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案について法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとき、その旨を株主総会に報告する義務を負う。

○

(399の5)

ウ 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べることができる。

○

(342の2IV)

エ 監査等委員でない取締役が自己のために株式会社とする取引につき、当該取締役が監査等委員会の承認を受けたときでも、当該取引によって当該株式会社に損害が生じた場合には、当該取締役はその任務を怠ったものと推定される。

×

前項の規定(任務懈怠の推定)は、第三百五十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合において、同項の取締役(監査等委員であるものを除く。)が当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、適用しない。(423IV)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題12 重要性***

監査役及び監査役会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 公開会社でない監査役会設置会社は、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができない。

○

公開会社でない株式会社(監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。)は、第三百八十一条第一項の規定にかかわらず、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。(389 I)

イ 監査役会設置会社において、監査役が監査役会の決議の目的である事項について提案をした場合、当該提案につき監査役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の監査役会の決議があったものとみなされる。

×

取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。(370) ※ 監査役会には、書面決議の規定はない。

ウ 監査役会設置会社における監査役が、取締役の法令違反行為をやめることを請求するには、その旨の監査役会の決議が必要である。

×

監査役は、取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。(385 I)

※ 監査役会の決定は独任制の監査役の権限の行使を妨げない。

エ 監査役は、子会社の監査役を兼ねることができる。

○

監査役は、株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役を兼ねることができない。(335 I)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題13 重要性***

指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 取締役の氏名及び住所は登記事項である。

× 第一項(株式会社の設立)の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。(911Ⅲ)

十三 取締役(監査等委員会設置会社の取締役を除く。)の氏名

十四 代表取締役の氏名及び住所

イ 代表取締役の解職は、取締役会の決議によって行われる。

○

取締役会は、次に掲げる職務を行う。(362Ⅱ)

三 代表取締役の選定及び解職

ウ 取締役会は、取締役会の招集通知に記載された会議の目的事項以外の事項について決議をすることができる。

○

※ 取締役会の招集通知に会議の目的事項を記載する必要はなく、目的以外の事項の決議も可能である。

エ 取締役会は、取締役会を招集する取締役を定めなければならない。

×

取締役会は、各取締役が招集する。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する。(366Ⅰ)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題14 重要性***

株式会社の計算に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式会社は、資本金及び準備金の額を登記しなければならない。

× 第一項(株式会社の設立)の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。(911Ⅲ)

五 資本金の額

※ 準備金の額は登記事項でない。

イ 株式会社は、その処分する自己株式を引き受ける者を募集する場合において、株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額の2分の1以上の額を資本金として計上

× しなければならない。

株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。(445Ⅰ)

前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。(445Ⅱ)

※ 自己株式の処分では、自己株式の帳簿価額と処分の対価との差をその他資本剰余金とする。

ウ 株式会社が残剰金の額を減少して準備金の額を増加する場合、法定事項の決定は株主総会の決議によらなければならない。

○

株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。(451Ⅰ)

一 減少する剰余金の額

二 準備金の額の増加がその効力を生ずる日

前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。(451Ⅱ)

エ 株式会社が資本金の額を減少する場合、減少する資本金の額は、当該資本金の額の減少がその効力を生ずる日における資本金の額を超えてはならない。

○

前項第一号の額(減少する資本金の額)は、同項第三号の日(資本金の額の減少がその効力を生ずる日)における資本金の額を超えてはならない。(447Ⅱ)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題15 重要性**

株式会社の行為に関する次の記述のうち、当該行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額の総額が、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされるものの組み合わせとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 株式会社が、その子会社の有する当該株式会社の株式を取得する行為

○

次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。（461 I）

二 第一百五十六条第一項の規定に基づく当該株式会社の株式の取得（第六十三条に規定する場合（株式会社がその子会社の有する当該株式会社の株式を取得する場合）又は第六十五条第一項に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。）

イ 株式会社が、他の会社の事業の全部を譲り受ける場合において、当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得する行為

×

前項第三号（事業の全部の譲受け）に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。（467 II）

※ 財源規制はない。

ウ 相続により株式会社の譲渡制限株式を取得した者に対し、当該株式会社が、定款の定め及び株主総会の決議に基づき、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求した場合において、当該請求に基づき、当該株式会社が当該株式を買い取る行為

○

株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。（174）

次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。（461 I）

五 第七十六条第一項の規定による請求（第174条の規定による売渡しの請求）に基づく当該株式会社の株式の買取り

エ 株式会社が、株主の請求により、その有する単元未満株式を買い取る行為

×

株式会社は、単元未満株主が当該単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利の全部又は一部を行使することができない旨を定款で定めることができる。（189 II）

四 第九十二条第一項の規定により単元未満株式を買い取ることを請求する権利

※ 財源規制はない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題16 重要性**

社債権者集会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 社債権者集会は、法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

×

社債権者集会は、この法律に規定する事項及び社債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。(716)

イ 社債権者は、社債発行会社を除き、社債権者集会において、その有する当該種類の社債の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて議決権を有する。

○

(723 I)

ウ 社債権者は、社債権者集会において、代理人によってその議決権を行使することができない。

×

社債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社債権者又は代理人は、代理権を証明する書面を招集者に提出しなければならない。(725 I)

エ 社債権者集会の決議により、社債管理者又は代表社債権者とは別に、社債権者集会の決議を執行する者を定めることができる。

○

社債権者集会の決議は、社債管理者又は代表社債権者（社債管理者があるときを除く。）が執行する。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでない。(737 I)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. **イエ** 6. ウエ

問題17 重要性*

組織変更に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 合名会社を合資会社とする会社の種類の変更は、会社法上の組織変更にあたる。

× 合名会社は、次の各号に掲げる定款の変更をすることにより、当該各号に定める種類の持分会社となる。(638 I)

一 有限責任社員を加入させる定款の変更 合資会社

二 その社員の一部を有限責任社員とする定款の変更 合資会社

イ 組織変更をする株式会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について株主総会の特別決議による承認を受けなければならない。

×

組織変更をする株式会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について当該株式会社の総株主の同意を得なければならない。(776 I)

ウ 株式会社が組織変更をする場合には、組織変更をする株式会社の新株予約権の新株予約権者は、当該株式会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

○

(777 I)

エ 組織変更をする合名会社の債権者は、当該合名会社に対し、組織変更について異議を述べることができる。

○

第七百七十九条及び前条の規定は、組織変更をする持分会社について準用する。(781 II)

組織変更をする株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、組織変更について異議を述べる
ことができる。(779 I)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題18 重要性***

合併及び会社分割に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 新設合併の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

○

会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。(838)

イ 新設合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、新設合併設立会社は解散する。

○

会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって会社が設立された場合にあっては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあっては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。

※ 新設合併設立会社の設立が無効となり解散する。

ウ 株式会社吸収分割をする場合において、当該吸収分割後に吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない吸収分割株式会社の債権者は、当該吸収分割株式会社に対し、当該吸収分割について異議を述べることはできない。

×

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる。(789 I)

二 吸収分割をする場合 吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない吸収分割株式会社の債権者

エ 吸収分割株式会社の株主が吸収分割の無効の訴えを提起するとき、被告となるのは当該吸収分割株式会社である。

×

次の各号に掲げる訴え（以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。(834 I)

九 会社の吸収分割の無効の訴え 吸収分割契約をした会社

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題19 重要性**

有価証券報告書の重要事項についての虚偽の記載によって損害を被った投資者に対する金融商品取引法上の損害賠償責任に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、当該投資者は、有価証券の取得又は処分の際に当該記載が虚偽であることを知らなかったものとする。(5点)

ア 有価証券報告書の提出者が負担する損害賠償責任については、金融商品取引法上、投資者の損害額の推定規定が置かれている。

○

第一項本文の場合において、当該書類の虚偽記載等の事実の公表がされたときは、当該虚偽記載等の事実の公表がされた日前一年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。(金商法21の2Ⅲ)

イ 有価証券報告書の提出者は、虚偽記載について故意又は過失がなかったことを証明しても、損害賠償責任を免れることができない。

×

前項の場合(虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任)において、賠償の責めに任ずべき者は、当該書類の虚偽記載等について故意又は過失がなかったことを証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。(金商法21の2Ⅱ)

ウ 有価証券報告書に係る財務書類について虚偽記載がない旨の監査証明をした公認会計士又は監査法人が負担する損害賠償責任については、金融商品取引法上、投資者の損害額の推定規定が置かれている。

×

※ 公認会計士又は監査法人が負担する損害賠償責任については、金融商品取引法上、投資者の損害額の推定規定はない。

エ 有価証券報告書に係る財務書類について虚偽記載がない旨の監査証明をした公認会計士又は監査法人は、当該監査証明をしたことについて故意又は過失がなかったことを証明すれば、損害賠償責任を免れる。

○

前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。(金商法21Ⅱ)

二 前項第三号に掲げる者(証明した公認会計士又は監査法人) 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかったこと。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題20 重要性***

次の金融商品取引法上の開示書類のうち、有価証券の募集又は売出しの手續に係る開示書類であり、かつ、公衆の縦覧に供されるものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 自己株券買付状況報告書

- × 金融商品取引所に上場されている株券、流通状況が金融商品取引所に上場されている株券に準ずるものとして政令で定める株券その他政令で定める有価証券の発行者は、～省略～当該株主総会等の決議等に基づいて各報告月中に行つた自己の株式又は持分に係る上場株券等の買付けの状況に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書を、各報告月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。(金商法24の6I)※ 継続開示書類である。

イ 有価証券届出書

- 前条第一項から第三項までの規定による有価証券の募集又は売出しに係る届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。(金商法5I)
- ※ 発行開示書類かつ間接開示書類である。

ウ 発行登録追補書類

- 発行登録者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者又は登録金融機関は、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている有価証券については、当該発行登録がその効力を生じており、かつ、当該有価証券の募集又は売出しごとにその発行価額又は売出価額の総額、発行条件又は売出条件その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類(発行登録追補書類)が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に提出されていなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。(金商法23の8I)※ 発行開示書類かつ間接開示書類である。

エ 目論見書

- × その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。(金商法13I)

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。(金商法15II)

≪ ※ 発行開示書類であるが直接開示書類である。

公衆縦覧>

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。(金商法25I)

一 第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書 五年
三 発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
発行登録が効力を失うまでの期間

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ